

明治・大正期の図書館における曝書と資料保存の歴史的研究

望月有希子

A Historical Study on Bakusho and Preservation in Japanese Libraries during the Meiji and Taisho Period

Yukiko MOCHIZUKI

抄録

日本では奈良時代から書籍の保存方法として、社寺、公家、武家を中心に、書籍を日干しする曝書が行われてきた。しかし現在、大半の図書館で曝書は行われておらず、図書館における曝書の歴史は不明である。そのため、本研究では文献調査から、近代図書館の創成期である明治・大正時代における図書館の曝書の方針と、他の資料保存の業務との関係について、歴史的に解明することを目的とする。

調査の結果、明治・大正期の図書館における主な資料の保存管理の内容は①曝書、虫害対応、②蔵書点検、③製本、装丁、④消毒、廃棄であった。そして、曝書が虫害対応の方針として掲げられていたことが明らかとなった。曝書の方法は、実施時期は秋（10、11月）、対象資料は和漢書、曝書後の防虫対策は書籍と一緒に樟脳、駆除剤を書籍に入れて収納することとされていた。そして、曝書が蔵書点検と同時に行う作業であったこと、明治末期には新たな虫害対応として燻蒸の導入が開始されたことが明らかとなった。ここから現在、図書館において曝書が行われていない要因を検証した。

Abstract

From the Nara period (8th Century), a book preservation method called *bakusho* (drying in the sun) began to be performed on the books mainly in shrines and temples as well as the residences of court nobles and samurai in Japan. However nowadays, since few libraries practice *bakusho*, the history of *bakusho* remains unknown. The purpose of this study is to historically elucidate the relevance between the policy of *bakusho* and the other preservation methods of library materials in the Meiji and the Taisho period (1867-1925).

The result showed that the principal preservation methods of library materials in the Meiji and Taisho period were; 1. *Bakusho*, Pest control, 2. Collection inventory, 3. Bookbinding, 4. Disinfection, Disposal. It was also found that *bakusho* was encouraged as a part of pest control policy. *Bakusho* was regularly scheduled in autumn (October and November) both on Japanese and Chinese books, which would, after *bakusho* treatment, be stored in dedicated boxes together with camphor and extermination agent. Furthermore, the result identified that *bakusho* was a kind of work to be done simultaneously with collection inventory, and that fumigation was first introduced as a new method for managing pests in the late Meiji period. With all those findings, the factors that *bakusho* is not used in present libraries were verified in the conclusion.

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程
Doctoral Program
Graduate School of Library, Information and Media Studies
University of Tsukuba

1. はじめに

日本では古代から書籍の保存管理方法として、社寺、公家、武家を中心に曝書が行われてきた。曝書とは書籍を日干し、風通しをすることで、書籍に付着した虫を払い、蓄積された湿気の除去を行うことである。古代にはこれと同時に、修復作業のための書籍の破損状態の調査、蔵書点検、書庫清掃も行われており、これらの作業を含めて曝書と呼んでいた。

曝書の歴史に関する先行研究では、曝書の実施内容、実施時期に関するものがある。沓掛伊佐吉(1970)は、日本における曝書の最古の記述は、天平勝宝3(751)年の漢詩集『懐風藻』のなかにある曝書を歌った詩であり、最古の実施記録は『正倉院御物出納文書』の中にある延暦6(787)年6月26日の「珍財帳」、同12(793)年6月26日の「曝涼目録」であるとしている。ここから、奈良時代には曝書が行われていたと述べている。曝書の特徴としては、第一に、曝書が年中行事であったこと、第二に、室町戦国時代までは宮廷、公家、社寺で行われていたが、江戸時代には徳川将軍家が書籍の保護対策を重んじたことから、幕府の文庫や武家でも曝書が行われるようになったこと、第三に、蠹魚および曝書が文学作品となったことを挙げている¹。そして、曝書の方法についても紹介している。例えば、平安時代の法令集である『延喜式』では、曝書は6年毎に行い、実施時期は7月上旬から8月上旬の約1ヶ月とし、作業を行う班ごとに曝書作業日記をつけ、損傷しているものは補修を行うとしていたと述べている²。また、正徳2(1712)年の『幕府書物方日記』における紅葉山文庫の曝書では、書籍、長持、箱を1日又は2日間風干し、目録と書籍を照合し、所在不明の書籍や目録に記載がない書籍などを事故帳へ記入し調査して、2、3日後に長持、箱に書籍を戻し、防虫剤を入れて書庫へ収めたと記されている³ことを紹介している。

大谷歩(2010)は曝書の実施時期について検証している。曝書は奈良朝から平安前・中期までは6月から8月にかけて一定せず行われていたが、平安後期になると中国の影響もあり、『江家次第』により7月7日の行事となり、中世から近世に引き継がれた。しかし、大谷により確認できた江戸前期の史料では、神社の行事は7月7日、民間の行事は6月の梅雨明けに行うものとして差が見られたと述べている。これは伝統行事としての在り方と現実に即した書物の保存方法の差で、江戸後期になると寺社でも6月の行事として定着するようになったと分析している⁴。

このような曝書は経験的に発展した情報の保存管理技術と言える。しかしながら現在、図書館において書籍を

日干しや風通しする作業はほとんど行われていない。図書館において曝書とは、蔵書点検を表す言葉としてわずかに残っているだけである^{5,6}。

東京図書館、帝国図書館の図書館規則における曝書に関する記載は、明治12(1879)年3月3日改正の「東京府書籍館規則」⁷、明治13(1880)年7月22日制定の「東京図書館規則」⁸、明治21(1888)年7月6日改正の「東京図書館規則」⁹、明治34(1901)年2月時点の「帝国図書館規則」¹⁰、大正元(1912)年8月時点の「帝国図書館規則」¹¹、昭和16(1941)年11月28日改正の「帝国図書館規則」¹²に実施時期に関する記載がある。しかし、これらの図書館規則において曝書の方法に関する記載はない。国立国会図書館三十年史(1979)の中には「古くは、帝国図書館において曝書と称し(中略)全蔵書を対象とする蔵書点検を実施してきた¹³」とあることから、近代図書館において「曝書」という言葉が書籍の日干し、風干しの作業を指したとは限らず、図書館において「曝書」とは元来、蔵書点検を意味した言葉の可能性もある。そのため本稿では、近代図書館の創成期にあたる明治・大正期の図書館における、蔵書の虫害、破損、紛失対応を行う資料保存の業務を検証し、図書館業務における曝書の方針、曝書と他業務との関係について明らかにすることを目的とする。

研究方法は、明治・大正期に刊行された図書館管理業務の教本的文献である明治25(1892)年刊行の西村竹間著作の『図書館管理法』¹⁴、明治33(1900)年刊行の文部省編纂の『図書館管理法』¹⁵、明治45(1912)年刊行の文部省編纂の『図書館管理法(改訂版)』¹⁶、大正4(1915)年刊行の日本図書館協会編集の『図書館小識』¹⁷の4点から、明治・大正期の図書館における資料の保存管理の方針を明らかにする。その内容に関して、明治・大正期の日本の代表的な図書館であった東京図書館、帝国図書館の年報、文献から、当時の資料の保存管理業務に関して検証を行う。

なお、大正11(1922)年刊行の『図書館小識』の増訂版もあるが、資料の保存管理の内容は大正4年版と同じであるため、ここでは取り上げない。

2. 図書館創成期における資料の保存管理の方法

2.1 西村竹間著作『図書館管理法』(明治25年)による資料保存方法

明治25年に刊行された西村竹間著作の『図書館管理法』は、日本で最初の図書館事項に関する単行書であ

る。本書が刊行された明治20年代は、図書館がこれまでの学校の附属施設という形態から、学校施設とは独立した公共図書館という新しい形態が作られはじめた時期であった¹⁸。

その一例として、後の東京市立一ツ橋図書館の前身である大日本教育会書籍館がある。明治20(1887)年3月、大日本教育会は官立東京図書館(帝国図書館・国立国会図書館の前身)から約14,760冊の圖書の貸出しを受け、書籍館を開館した¹⁹。昭和22(1889)年3月になると文部省は、東京図書館の全蔵書を大日本教育会書籍館に長期間貸与することを決定した。これを受け、夜間開館、館外貸出し、小学生室の経営など、公共図書館経営が行われるようになった²⁰。

このような状況の中、帝国図書館・国立国会図書館の前身である東京図書館の経験をふまえ、図書館を設置する者、つまり学校外教育の場としての図書館の設置に取り組む地方教育委員会と小学校教員に向けてこの『図書館管理法』は執筆された²¹。

内容は、8章立ての構成で、デューイの十進分類法、カッターの著者記号法、辞典体目録を日本ではじめて紹介している。そのような内容のなかで、書籍の保存方法として第6章に「曝書並点検」が立てられていることから、資料の保存管理が重要視されていたことがわかる。

その第6章には、書籍の保存方法として主に曝書の方法が述べられている。その他には、蔵書の紛失と状態を調査する蔵書点検と、蔵書を保護するために書籍に表紙をつける装丁作業について述べられている。

西村竹間(1892)は、書籍を日干しや風通しする曝書の方法について次のように述べている。

曝書ハ少クトモ一年一回必ず之ヲ施行スベシ而シテ其時期ハ秋風漸ク生シ氣候乾燥ニ赴クノ日ニ於テスルヲ可トス然レドモ多數ノ蔵書アル圖書館ニ在テハ悉皆之ヲ曝涼スルハ空ク日子ヲ費シ閲覧者ニ便ナラザルヲ以テ常ニ出納ノ頻繁ナラザル圖書就中唐本類ノ如キ蠹食ノ恐アルモノヲ撰テ空氣ノ流通宜キ場所ニ移シ涼風ニ曝スベシ但洋製ノ書ハ殆ント蠹害ヲ受ケザルモノナレドモ表紙ニ革ヲ用ヒタルモノハ往々黴ヲ生スルコトアリ故ニ之ヲ發見シタルトキ(多ク梅雨ノ後ニアリ)ハ速ニ布片ヲ以テ拭掃セザルベカラズ、毎年曝書ヲ行フト雖モ出納ノ頻繁ナラザルモノハ尚時トシテ蠹害ヲ蒙ルコトアリ之ヲ防クニハ樟腦ヲ用フルノ外他ニ良法ナキガ如シ故ニ曝書後等ニ於テ適宜之ヲ各冊ノ中間ニ挿入スベシ然レドモ之カ爲メニ汚染ヲ蒙ルコトアルモノナレバ決シテ書中ニ

挟ムベカラズ但樟腦ハ少許ヲ紙片ニ包ミ紙打盤ニテ能ク之ヲ打チ固ムベシ²²
(下線は筆者による。以後も同じ)

ここから、当時の図書館における曝書の方法は、1年に1度、秋の乾燥している時期に行い、閲覧サービスへの影響を考え、利用頻度が少ない資料のなかで唐本などの虫食いの恐れがあるものを対象とし、空氣の流通がよい場所で冷風に曝すことを推奨していたことがわかった。本書では曝書の時期について「秋風が吹き始める季節」となっていたが、東京図書館の明治21年の「曝書調査報告²³」によると10月8日から15日まで行われた記録がある。ここから、明治25年当時は10月頃に行われていたと考えられる。

そして、洋書は虫害を受けにくいため曝書の対象資料としないが、表紙に革が用いられているものはカビが生えることがあるため、発見したときは布で拭くこととしていた。

また、利用頻度が少ないものに対して、虫害を被る可能性を示唆していた。科学的に書庫環境が管理されている現在では、利用による害虫、埃、カビの付着が危惧されているが、この当時は書庫が閉架で空氣の流通が悪かったため、利用により書籍が空氣に触れることで、害虫よけや湿気払いができ書籍に良いと考えられていた。これに関しては、明治38年の『帝国図書館年報』にも“本館ノ圖書ハ書函ノ構造普通ノ書函ト異ナリテ空氣ノ流通宜キガ爲メ比較的虫害少ナキ²⁴”との記述がある。

そして利用頻度が少ない書籍の保管方法と曝書後の処理として、樟腦の利用を勧めていた。その詳細な使用方法は、樟腦による汚染もあるので、少量を紙に包み、紙打ち板でよく打って固め、書籍と書籍の間に樟腦を入れ、書籍の間に挟まないようにすることとしていた。この当時、樟腦は書籍に限らず、人口象牙、無煙火薬、花火、蠟燭、化粧品、毛織物、博物標本などの防虫予防薬として効能があることが認められており、広く使用されていた^{25,26}。また、樟腦は江戸時代には書籍の保管に使用されていたことが確認されている²⁷。

次に西村竹間(1892)は、図書館の蔵書の存否と配置位置の確認を行う蔵書点検について以下のように述べている。

曝書ノ時ニ於テ總蔵書ノ點檢ヲ行フベシ其法ハ一書毎ニ函架目録ニ對照シ其冊數不足セシモノナキヤ毀損ノ甚シキモノアラザルヤ函架箋ノ剝脱セシモノアラザルヤ等ヲ精細ニ査閲シ完全ナルモノハ函架目録へ檢査済ノ記號ヲ印シ不完全ナルモノアレバ其書名ヲ書キ抜クカ若クハ目録ニ記號ヲ付シ置キ點檢ノ終

リタル後其處分（譬へハ若シ不足セシモノアレバ猶精密ニ搜索シ全ク紛失シタルコトニ定リタルモノハ其事由ヲ調査シテ責任ノ歸スル所ヲ明ニシ毀損ノモノハ直ニ修繕セシメ蠹食ノ惧アルモノハ數日間曝涼シテ樟腦ヲ挿ム等ノ如シ）ヲ了スヘシ²⁸

ここから、曝書による日干し作業と同時に、蔵書点検を行いながら修復を見据えた破損状態の調査を行う方針であったことがわかった。したがって、曝書による日干し作業に付随する形で蔵書点検、状態調査が行われ、これらの一連の流れを保存管理業務として考えていたことが明らかとなった。

次に西村竹間（1892）は、書籍に表紙を付け整える装丁の方法について以下のように述べている。

書籍ノ装釘法ハ成ルベク一定シ置キ表紙モ毎ニ一様ノモノヲ用フルヲ可トス是レ紛失等ノ際ニニ搜索ノ便アレハナリ但装釘若クハ修理ノ時ニ用フル糊ハ其中ニ少許ノ「サルチルサンソーダ」（薬剤ノ名）ヲ混入スレバ蠹蟲ヲ生スルコト少シト云フ管理者須ク試ムベキナリ²⁹

ここから、装丁法、表紙はできるだけ一様にするこゝで、紛失に対応しようと考えていたことがわかった。

害虫の発生を減らすため装丁や修復の際に糊に混入させることを勧めているサリチル酸ソーダ（サリチル酸ナトリウム $C_7H_5NaO_3$ ）は、現在、解熱剤、鎮痛剤、糊の防腐剤として使用されている。しかし比較的短時間で揮発するため、中長期的な殺虫効果の程度は定かではない。

2.2 明治33年刊行の文部省編纂の『図書館管理法』による資料保存方法

明治33年に文部省の著作物として『図書館管理法』は刊行された。これは、公共図書館が文部行政の一環として位置づけられ、文部省が図書館運営の指針を示すようになったことを示している。本書が刊行される前年の明治32（1899）年、日本初の図書館単行法規である図書館令が発行された。それを受けて、本書は文部省により図書館運営の手引書として刊行された³⁰。

本書は文部省編纂となっているが、序文から帝国図書館長の田中稲城によって書かれたことがわかる。内容は16章立ての構成で、その中に資料保存と関わる章は15章に「書籍ノ調査及ビ曝書」、16章に「書籍ノ装丁」がある。

15章の「書籍ノ調査及ビ曝書」のなかで、書籍の調査について田中稲城（1900）は次のように述べている。

在庫ノ書籍ハ時々調査ヲ爲シ少クモ毎年一回ハ之ヲ行フベシ

書籍ハ規則通りノ整頓ヲ爲シ第一分類第二書籍番號順ニ函架ニ陳列シアルヲ以テ調査ノ方法ハ先ヅ函架目録ヲ讀ミテ函架ノ書籍ニ對照スルニアリ是函架目録ハ書籍陳列順ニ整頓又ハ記帳セラレザルベカラザル所以ナリ

調査ノ時期ハ出納ノ少キ時即事務少キ時ヲ可トシ一時ニ一部分ヅツヲ調査スル時ハ全部ヲ閉鎖スルノ必要ナカルベシ³¹

蔵書の調査は毎年1回行い、調査の時期は出納が少ない時、事務業務が少ない時とし、他業務との兼ね合いも考えられていた。一回に一部しか調査しない場合は全館を閉鎖する必要はないとしている。明治25年の『図書館管理法』では全蔵書を対象とするとしていたが、本書では部分的調査を勧め、閉館せず開館したまま点検を行う方法を示唆していた。帝国図書館の明治25年の蔵書数は305,437冊であったが、明治33年には401,419冊となり、約10万冊増加していた³²。このような蔵書の増加により業務の負担を考え、調査範囲を全蔵書から部分的調査へ変更したと考えられる。また、書籍の配架順序を分類、書籍番号の順に函架にすることにも言及し、紛失の予防にも配慮されていたことがわかった。

次に、書籍の調査に関する詳細な手順については以下のように述べている。

調査ノ際函架ニ見エザル書籍ハ別ニ目録ヲ作り置キ出納書籍函ヲ搜索シ其館外ニ帶出シタルヤ否ヤヲ見若シ之レナキ時ハ製本室ニアルヤ將タ事務室ニアルヤ否ヤヲ調査シ發見セザル時更ニ函架ヲ搜索シ終ニ其踪跡ヲ得ザル時ハ行先未詳簿ニ登録スベシ一旦紛失シタル書籍ノ數月又ハ數年後往々發見セラルル事アリ故ニ行先未詳簿ノ書籍ヲ以テ直ニ紛失ト見做スベカラザルナリ³³

函架にない書籍は別に目録を作ること、そして出納書籍箱の中、館外への帯出状況、製本室または事務室を確認し、再度函架を搜索すること、それでも行方がわからないときは、行き先未詳簿に登録することなど、明治25年の『図書館管理法』と比べ書籍の調査方法が詳細になり、より実務的になっていた。ここに現在の蔵書点検の原型ができていたことを確認した。

そして田中稲城（1900）は、曝書について次のように述べている。

帝國圖書館ニテハ十月十一月ノ交空氣尤モ乾燥セル時ニ於テ凡一週間閉館シテ調査并ニ曝書ヲ爲シ和漢書中蠹食ノ恐アル者ハ特ニ風ニ曝シ且平生多ク出納セザル者ニハ樟腦又ハ殺蟲菊ノ類ヲ書函ニ入レテ蠹魚ヲ防グトシ洋書モ往々黴ヲ生ズルヲ以テ時々之ヲ掃拭スルコトトセリ³⁴

明治25年の西村竹間による『圖書館管理法』と比較し、変化した点は5つあった。第一に、帝國圖書館を例に挙げて曝書の方針を述べていることである。これは著者が帝國圖書館長の田中稲城のためと考えられる。第二に、曝書の対象書籍が唐本から和漢書となり和本も含まれたことである。明治後半になると書籍の装丁は和装から洋装へ移行した。そのため、和漢書とは和装本を意識した記述と推測される。第三に、虫害予防のために樟脳だけでなく殺虫菊も加わったことである。第四に、実施時期が秋という表記から10月、11月と具体的になったことである。前述した明治21年の「曝書調査報告³⁵」には10月8日から15日に行われたとあり、また、明治34年2月時点の「帝國圖書館規則」第二条には“十、十一月中凡十日間”³⁶とある。ここから、明治後半には曝書は本書の指示通り10、11月に行われていたことが明らかとなった。そして第五に、「曝書」と「点検」の業務における重視の変化である。明治25年の『圖書館管理法』では「曝書のときに全蔵書の点検を行うこと」とされ、曝書の付随作業として記述されていたが、明治33年の『圖書館管理法』では、点検調査が主体となり、点検作業と一緒に曝書を行うことと記述されていた。ここから、明治33年には業務の主体が蔵書点検になり、曝書はその一部となったと考えられる。

次に、装丁の方法、注意については以下のように述べている。

装釘ハ只書籍ヲ表装スルノミナラズ亦之ヲ保存スルノ方法ナリ假令高價ニテモ良製本ハ大ニ公衆ノ好尚ヲ教育シ圖書館ニ損害ナカラシメントスルノ念ヲ起シム之ニ反シテ廉價ノ装釘ハ書籍ノ品位ヲ落シ終ニ良製本ヨリモ費用ヲ要スルノ結果ニ陥ルベシ固ヨリ何レノ圖書館ト雖モ贅澤ノ製本ヲ爲ス能ハズ只良好ノ材料、鞏固ノ縫綴、適宜ノ技巧ト好尚トヲ要スルノミ³⁷

装丁の意義については、書籍を表装するだけでなく保存する方法でもあったと考えていた。そして、良好な材料、強固な縫製、適宜な技術による製本は、利用者が丁寧に扱うため破損を防ぐことができると考えていたことがわ

かった。

そして、修理と装丁の手順については次のように述べている。

書籍ノ修繕又ハ装釘ヲ要スル時ハ直ニ之ニ着手スベシ若シ猶豫ヲ爲ス時ハ非常ノ損害ヲ來シ丁數、編數ヲ紛失シ終ニ全編ヲシテ用ヲ爲サザルニ至ラシムベキナリ

修理ヲ要スル書籍ハ一旦一定ノ場處ニ集メ置キ更ニ之ヲ検査シ館内ニテ修理シ得ベキモノハ之ヲ修理シ本職ノ手ニ掛ケザルベカラザル者ハ之ヲ製本師ニ送ルベシ然ル時ハ其書ニ所属ノ書籍カ一トヲ取出シ製本師ニ出シタル事并送付ノ日付ヲ記入シ之ヲ出納書籍函ノ一部ニ纏メ置クベシ

別ニ製本簿ヲ作り置キ書籍ヲ製本師ニ出ス前ニ左ノ如ク記入ヲ爲スベシ³⁸

修理手順は、修理や装丁の優先順位を決めて行うこと、館内で修理できるものとできないものに分け、できないものは製本師に送ることとしていた。ここから製本師に出す手順の方針がわかった。

そして、表紙をつけて書籍の形にする製本の手順、方法については次の通りである。

著者名書名等ノ書方ハ書籍ニ入ルベキ文字通り精密ニスベシ製本師ハ大概植字ノ線數ニ由リ價ヲ求ムルニヨリ圖書館經濟ノ爲ニハ著者ノ姓(名ヲ省キ)ト簡單ノ書名或ハ卷名位トヲ書籍ニ入レ書籍番號ハ函架箋ニ記入スル事トスベシ又表紙并ニ装釘法ヲ可成一定シ置ク時ハ館名ヲ入ルルノ必要ヲ見ザルベシ而シテ同書ノ異本又ハ異版ナルヤ否ヤヲ甄別スル爲ニ書籍ノ登録番號ハ製本簿ニ記入スルヲ要ス³⁹

製本師に外注するに当たり、経費との兼ね合いを考え、表紙の装丁法、著者名、書名等の書き方、巻名の入れ方など、具体的な製本方法が記されていた。そして、異本または異版の所蔵を調べるため、書籍の登録番号は製本簿に記入することとしていた。これは異本や違版の書籍を、製本師に出している書籍の代わりに閲覧、貸出サービスに供するためと考えられる。

また、製本師への発注の手順については次のように記されている。

製本簿ノ記入法ハ著者名(或ハ書名)ノいろは順ニ整頓シ書籍ヲ製本師ニ出スニ當テハ其書籍ニ植込ム

ベキ文字ノ入レ方并ニ命令ヲ書込ミタル紙票ヲ毎冊ニ挟ミ置キ製本出来ノ上書籍ト共ニ之ヲ返還セシムベシ

書籍ガ製本師ヨリ返リタル時ハ先ヅ著者ノ名前順ニ整頓シ各冊ノ文字ノ入レ方命令票ト一致スルヤ否ヤヲ檢シ更ニ製本簿ニ引合セ然ル後書籍カードヲ調査シ書籍後表紙ノ紙袋ヲ貼付シ始テ函架ニ陳列スルナリ⁴⁰

製本簿の記入は著者名（或いは書名）のいろは順に整頓すること、製本師に発注する際は、その書籍に入れる文字の入れ方と発注内容を書き込んだ紙票を棚ごとに挟むこと、そして製本が出来上がった書籍と交換にこれを回収することとしていた。製本師より返却後の対応は、まず著者の名前順に整頓し、各冊の文字の入れ方が発注書と一致するか否かを検査すること、そして製本簿と引き合わせ書籍カードを調査し、表紙の紙袋を添付し函架に配架することなどが示されていた。ここから、製本師への詳しい発注手順の方針がわかった。

そして、製本の統計・記録をとることも勧めている。

統計ヲ得ル爲ニ各書籍ヲ製本ニ出ス毎ニ番號ヲ付スルヲ要ス即圖書館設立後第一ニ送リタル書籍ヲ以テ第一號トシ爾後第二第三ト其番號ヲ續ケ其番號ハ各其書籍表紙ノ次ノ頁ノ右側ニ尤モ見易キ處ニ鉛筆ニテ記入シ置クベシサスレバ他日此記入番號ニヨリ製本簿記入ノ處ヲ發見シ其書ハ何時製本セラレタルカ其價ハ幾何ナリシカヲ知ルコトヲ得ベシ⁴¹

製本の統計・記録の方法として、統計を得るため各書籍を製本に出すごとに番号を付すことや、その番号のつけ方を示し、製本日、価格など後日対応の方法を教示していた。

また、製本料や支払いについては次の通りである。

書籍ノ大サニヨリ製本料ヲ定メ即一定ノ書籍ニハ一定ノ製本料ヲ支拂フベキコトヲ製本師ト前約シ置クベシ而シテ普通ノ木製定規ヲ製シ其一方ハ紙ヲ以テ蓋ヒ之ニ書籍ノ大小ト各其大小ニ於ケル約定代價トヲ記シ置クベシ然ル時ハ書籍ノ製本師ヨリ返ル毎ニ其請求代價ハ約定ノ規程ニ合スルヤ否ヤヲ檢シ正當ナレバ之ヲ製本簿ニ寫取り各頁ノ終リニ其總計ヲ示シ置ク時ハ何時ニテモ其年度ニ幾冊ノ製本ヲ爲シ幾何ノ代價ヲ支出セシヤヲ知ルヲ得ベシ
製本師ニ製本ヲ一括シテ請求セシムベカラズ必ズ各

冊毎ニ代價ヲ付セシムルヲ要ス⁴²

製本料は書籍の大きさにより定め見積もりをしており、製本後の請求代を契約規定と照合し、正当であればこれを製本簿に記入する。そして、各ページの終わりにその総計を示し、各年度の製本の発注冊数と支出金を確認できるようにしておくこととされていた。支払については、一括して請求しないことが記されていた。

そして、雑誌の製本の手順の指示は次の通りである。

雑誌ハ前號ノ分ヲ揃ヘ置キ製本ノ時期來ル時ハ蒐集ニ勞スルノ患ナカラシメ表紙并ニ索引ヲ付シ製本師ヲシテ廣告ノ頁數ヲ取除カシメ少クモ前表紙ヲ存シ（破損セザレバ）之ヲ各其入ルベキ場所ニ綴リ込ム事トスベシ是ハ製本シタル雑誌ヲ參考スルニ當リ往々必用ナル事アレバナリ⁴³

雑誌の製本方法は、製本の時期に収集の労を省くため前号の分を揃えておき、表紙と索引を付しておくこと、製本師に広告のページ数を取り除かせ前表紙を残し製本することなどが示されていた。

明治33年刊行の『圖書館管理法』は明治25年刊行のものに比べ、製本の意義を資料の保存ととらえ、修理、製本の手順、発注方法、代金支払い、統計・記録、製本要領まで詳しく業務手順が書かれ、実務に対するマニュアル的内容となっていた。そして、本書では「製本師」という言葉が見られた。明治25年時点では館内で行うこととされていた製本、修理が、明治33年には外注する方法を考えられていたことがわかった。これも、蔵書の増加により館内で処理できなくなったことが要因と考えられる。

2.3 明治45年刊行の文部省編纂の『圖書館管理法（改訂版）』による資料保存方法

本書が刊行された当時は、公共図書館の数が激増した時期であった。公共図書館の数は、前書が刊行された明治33年には43館であったのが、明治45年には541館になっていた¹⁶。

本書は、明治33年に刊行された『圖書館管理法』の改訂版である。そのため、内容は概ね同じであるが、一点追加された事項がある。

特ニ消毒室ヲ設ケ置キ蠹食ノ甚シキ書籍ハ隨時此室ニ入レふをるまりん瓦斯消毒ヲ爲スコトトセリ⁴⁴

虫食いが激しい書籍の対応として、消毒室を設けホルマリンガス消毒をする方針が新しく加わっていた。

ホルマリンガスによる燻蒸については、明治 39 (1906) 年の『帝国図書館年報』に初めて記載が見受けられた。その内容は次の通りである。

本年度ニ於テ内務省衛生試験所ノ發明ニ係ル殺虫方ノ設備ニ倣ヒ書庫中ニ一小室ヲ設ケホルマリン瓦斯ヲ以テ薫蒸殺虫ヲ行フコトシタルヲ以テ爾後本館図書ハ蠹害ヲ免カルベシト信ス⁴⁵

ここから、ホルマリンガス (CH₂O) による燻蒸はこの当時に発明され、帝国図書館では明治 39 年にホルマリンガス燻蒸による害虫対策が行われ始めたことがわかった。また、本書が刊行された同じ年の大正元年 (明治 45 年と大正元年は同じ 1912 年) からはホルマリンガス燻蒸を行った記載があり⁴⁶、次の大正 2 (1913) 年の『帝国図書館年報』には、ホルマリンガス燻蒸により虫害が見られなくなったことの記載があり⁴⁷、大正 3 (1914) 年の年報には前年までの燻蒸の成果として虫害の痕跡が見られなくなったため、ホルマリンガス消毒を行わなかったことが記されていた⁴⁸。ここから、ホルマリンガスの効果は大きかったと考えられる。しかし、このホルマリンガスを用いて消毒をする SK 式装置は大正時代に 1 万円 (現在の 2,000 万円前後) と高額であったため小規模な図書館においては採用できなかったようである⁴⁹。

2.4 大正 4 年刊行の日本図書館協会編集の『図書館小識』による資料保存方法

大正 4 年に開かれた日本図書館協会評議員会にて、この書籍の出版が決められた。協会会員、各府県知事、県会議長、人口 2 万人以上の各市町村に配布され、残部は 70 銭で販売された⁵⁰。内容はアメリカの例に学びながら提言している。

本書は 22 章立ての構成の中、書籍の保存方法として第 21 章「図書の点検及曝書」、第 22 章「図書の消毒及廃棄」が立てられている。

点検の方法については次のように述べられている。

其圖書の點検は、能ふべくは一定時期に於て總ての圖書の出納を停め、其館内に現存するを假認せる後に舉行するを便とす。然れども此は實際に行はれ難き事に屬するを以て、止むを得ず閲覧室を閉鎖せる時に於て行ふを通例とす。若し全部の閲覧を停むる

こと能はずは、開館時に於て書庫の一部局づつを調査するも可なり⁵¹。

図書の点検はすべての出納を停止して行うことが難いため、閲覧室を閉鎖するときや開館時に一ヶ所ずつ調査を行うこととしていた。ここから、他の業務との兼ね合いを考えながら点検作業を行うことを勧めていたことがわかる。

そして、点検の手順について次のように述べられている。

其法は一人函架目録を按じ、一人架棚上の現品を視、彼此相照合して進む。若し圖書の該當位地に存在せざることを發見する時は、豫て準備せる帳簿に之を記入し、最後に取纏めて再應の審査に附す。此場合に第一に調査せらるべきは館外貸出の證票類なること勿論なり。萬一此等の證票類に照合して圖書の踪跡分明ならざるものを見出す時は、之を踪跡不明簿に轉記す。但し一度び此帳簿に載せられたりとも、一兩歳の後に至りて其所在を詳にすること往々之有り。されども有用にして従來出納の頻繁なりしものは、適宜に新本 (複本の準備あらば其複本) を以て一時なりとも補充し置くを可とす。⁵²

ここでは、点検は 2 人組で行い一人が函架目録を調べ、一人が書架上の書籍を確認すること、書籍が該当の位置になかった場合、帳簿に記入し最後に再調査すること、そして館外貸出記録を調べ、貸出記録と照合しても書籍の所在が分からない場合、踪跡不明簿に記入することなどとしていた。ただし、一度踪跡不明簿に載せられても、その後所在を確認できるものがあるが、出納が頻繁なものは適宜に新本 (または複本) を補充しておくことも奨励されていた。このような点検の手順の詳細は、これまでの明治 25, 33, 45 年刊行の『圖書管理法』においては記載がなかった。ここから、大正に入ると図書の点検の作業が重視されるようになったと考えられる。

また、出納に対する注意も施されている。

點檢に際して最も多く出會する事件は、分類番號等の見損じより出納手の誤りて位地を轉ずることとす。是れ極めて瑣事なれども、一度び位地を誤られたる圖書の數月に亘りて所在不明となり、其間閲覧者をして失望せしむる例少からず。此等の小事故の爲にも點檢は大に必要なるものなり。然れども點檢には許多の時間と少からざる煩勞とを費さざるべからざるを以て、毎年一回より以上之を行ふこと能はず⁵³。

つまり、書籍の所在不明になる原因の一つに、出納により書籍の位置を誤って配架されることがある例を挙げ、図書館員の不注意により所在不明になることへの注意を促していた。そして、点検が時間的にも労力的にも大変な作業であることにふれ、年一回以上行うことは出来ないとし、これが大きな作業であることを述べていた。

次に曝書、害虫対策の方法、注意についてである。

圖書を虫害、湿気等より避けしむる手段も亦其保存上大切なる事なり。殊に我國の圖書（和紙又は唐紙の本）が蠹蟲の害を被ること少からず。古書類に伴ひて一度び害蟲の館内に入ることあらんか、其迅速にして怖るべき繁殖は同一架棚の健全なる圖書に及びて熄む所を知らざるに至る。されば非常の用意を以てするに非ずば、假令比較的珍稀なりとも蟲損ある古書類を収容するに躊躇すべし。此害蟲及湿気を拂ふには、秋季空氣の乾燥せる時日光に曝すを可とす。尚害蟲に犯されたる圖書、殊に古書類は収容に際し、ホルマリン瓦斯又は二硫化炭素瓦斯を以て薰蒸するを可とす。特別に貴重なる圖書類は平素樟腦其他の驅蟲劑を以て虫害を豫防すべし⁵⁴。

これまで対象資料として、和漢書、唐本などが挙げられていたが、本書では書籍の種類ではなく「和紙、唐紙」など書籍に使用されていた紙の種類を対象として挙げている。これは洋装本に使用された洋紙と比較して挙げられていたと考えられる。そして、実施時期については秋の空氣の乾燥した時期とし、本書において初めて「日光」に曝すとの記述がみられた。また、本書において虫損のある古書類の図書館への受け入れ対応について書かれており、虫損のある古書類を書庫に入れた場合、被害が拡大する恐れがあるため、受け入れを躊躇すべきとされていた。

燻蒸においては明治45年刊行の『図書館管理法』に比べ、ホルマリンガス（ CH_2O ）だけでなく、二硫化炭素ガス（ CS_2 ）も加えられていた。この当時、二硫化炭素ガスは最も菌類を消滅させる効果があり、そのうえ、毀損させず安価であるとされていた⁵⁵。

そして、本書において初めて、書籍の消毒や廃棄に関する新しい章が立てられた。圖書の消毒及び廃棄については次のように述べられている。

図書館の圖書は往々病菌に觸れたる虞あることあり。其場合には速に消毒の手續を爲すべく、館内に其設備無き時は專業の消毒所に送るべし。病毒の劇しき傳染病患者の手に渡りし事實の分明なる場合に

は、該圖書を燒却廢毀するの覺悟無かるべからず。腸窒扶私、猩紅熱等の病毒は往々圖書を介して一年乃至數年の後に他に傳播せし例あれば、大に注意せざるべからず⁵⁶。

病菌に觸れた圖書は、速やかに消毒をすること、館内にその設備がない場合には專業の消毒所に送ること、重い傳染病患者が利用した圖書は燒却廢棄する手段を考へること、腸チフス、猩紅熱等の病毒は數年後に汚染書籍から傳播した例があるので注意することとしていた。

往昔歐米に於て図書館の圖書が諸種の病毒を傳ふるの故を以て、図書館は世に有害なるものとして排斥せられし事あり⁵⁷。

また海外の図書館において、汚染された圖書を廢棄したことにふれ、海外の図書館の対応を日本の図書館にも導入しようとする試みが見られた。この当時、海外においては傳染病患者が利用した書籍に対する法律が作られていた。1893年、イギリスでは傳染病患者が発生した場合、公共図書館長に報告し、傳染病患者の家族に対し圖書帶出を停止し、既に帶出されている圖書が返納された場合は、消毒、燒却、傳染病院に引き渡すことが義務付けられた。1903年、ドイツでは傳染病患者が利用した学校教科書は燒却する規定が出された。1904年、オーストリアでは結核患者が利用した圖書は消毒する規定が出された。

そして日本では、大正11（1922）年の傳染病予防施行規則において、書類の消毒はホルムアルデヒドを使用することとされた⁵⁸。このため、傳染病を拡大させないために、書籍の消毒や廢棄が重要と考えられたと思われる。

また、病原菌・病菌に汚染された書籍だけではなく、利用により汚れが酷くなった書籍に対する記述も見られた。

圖書中繙閱頗る頻繁にして手澤の汚染例よりも甚しきものは、適宜之を排却し、新本を以て補充すべし⁵⁹。

閱覽が頻繁で手沢が甚だしい圖書は適宜廢却し新本を補充することとされていた。初めて『図書館管理法』が刊行された明治25年は閱覽人数68,056人、貸付圖書数427,794冊であったのに対し、本書が刊行された大正4年は閱覽人数229,838人、貸付圖書数915,784冊⁶⁰であり利用が急激に増加している。このような状況から、利用により汚れが酷い書籍を廢棄する方向が考えられるようになったと推測される。

3. 明治・大正期の図書館における曝書の方針と他の資料の保存管理業務との関係

3.1 明治・大正期の図書館における曝書の方針

4つの文献における曝書の方法を表1にまとめた。4つの文献から曝書の実施時期は年一回、秋の10、11月に1週間程度行うことを奨励していたことが明らかとなった。そして、東京図書館・帝国図書館の規則では、明治12年3月3日改正の「東京府書籍館規則」第一章第四条に「九月十六日より同三十日ニ至ル」⁶¹、明治13年7月22日制定の「東京図書館規則」第三章に「八月一日より同十五日ニ至ル」⁶²、明治21年7月6日改正の「東京図書館規則」第二条に「七八月ノ際凡三週間」⁶³とあったが、明治34年2月の「帝国図書館規則」第二条には「十、十一月中凡十日間」⁶⁴、大正元年8月の「帝国図書館規則」第二条には「十、十一月中凡十日間」⁶⁵に行うことと定められていた。

これに対し、東京図書館の曝書の実施記録では、明治15年の『年報』に“八月十一日 本館ノ曝書ハ本月一日より十五日ニ至リ十六日ヨリ開館ノ成規ナルモ流行ノ虎列刺病未タ消滅ニ至ラサルヲ以テ尚ホ三十一日マテ閉館ノ件ヲ伺フ⁶⁶”とあり、明治15(1882)年はコレラが流行していたため31日まで閉館したが、例年は8月1日から15日に曝書を行い閉館していたことがわかった。そして、明治21年の「曝書調査報告⁶⁷」には10月8日から15日に行われた記載が確認できた。このため、当時の図書館における曝書の実施時期は規則に従い、明治初期は7～9月の夏に行い、明治後半には空気が乾燥し湿気を取りやすい10、11月に行っていたことが明らかとなった。

曝書を行う対象資料は和紙、唐紙が使用されている和漢書とされていたことが明らかとなった。洋紙は滲み止めとしてロジンサイズと硫酸バンドが使用されていたため、虫害が少なかった可能性がある。

曝書後の対応としては、防虫対策のため、書籍と一緒に

樟脳、殺虫菊、駆除剤などを書函に入れることとしていた。曝書の方法は、大正4年の『図書館小識』では日光に曝す方法を奨励していた。現在の考え方では紫外線により紙が傷むとされているためこの方法は用いられない。そして明治末期には、曝書と並行しホルマリンガスと二硫化炭素ガスを用いた燻蒸による虫害対策を行うことを奨励していた。燻蒸については『帝国図書館年報』より明治39年にホルマリンガス燻蒸による害虫対策が行われ始め、大正元年、2年にも、ホルマリンガスによる消毒を行った記録が確認できた⁶⁸。

3.2 時代経過による資料の保存管理業務の変化と曝書

3.2.1 曝書の記載の減少

明治25年刊行の『図書館管理法』から大正4年刊行の『図書館小識』の流れの中で、資料の保存管理の業務別で記載量に変化が見られ、図書館業務としての曝書の重要度が変化していることが明らかとなった。記載量の割合が業務の重要度に直接的につながる訳ではないが、教本的な文献における記載量は、業務の注目度と重要度を測る一つの指標になると考えた。

図1に4つの文献による、資料の保存管理の業務内容における記載の割合を示した。明治25年刊行の『図書館管理法』による資料の保存業務は、曝書が主であり、約半分が曝書の記載となっていた。次いで点検が33.3%、製本・装丁が15.7%の割合であった。しかし、明治33年刊行の『図書館管理法』になると、書籍の製本・装丁が資料の保存業務の主な業務となり、明治25年刊行の『図書館管理法』の記載が15.7%であったのに対し、72.6%に激増していた。そして、曝書の記述は10.2%に減少していた。

時代が移るなかで製本、装丁が資料保存業務の主な業務へと変化した要因は、図書館の閲覧人数、貸付図書数、蔵書数の量的拡大が影響していると考えられる。大正14(1925)年の『帝国図書館年報』において“閲覧者ノ増加ハ図書ノ破壊ヲ多カラシメ、製本ノ欠乏ハ特ニ貴重図

表1 明治・大正期の図書館関係の専門書籍に示された曝書、虫害対策

年	明治25(1892)年	明治33(1900)年	明治45(1912)年	大正4(1915)年
著者	西村竹間	文部省(田中稲城)	文部省(田中稲城)	日本図書館協会
内容	回数	年1回	年1回	年1回
	時期	秋風が吹くころ	10月11月に1週間	秋
	対象資料	唐本	和漢書	和紙又は唐紙の図書
曝書後の予防	樟脳	樟脳、殺虫菊	ホルマリンガス燻蒸	樟脳、駆除剤
曝書以外の対応	—	—	ホルマリンガス燻蒸	ホルマリンガス、二硫化炭素ガスによる消毒・燻蒸

出所：『図書館管理法』(明治25年¹⁴、明治33年¹⁵、明治45年改訂版¹⁶)、『図書館小識』¹⁷より作成

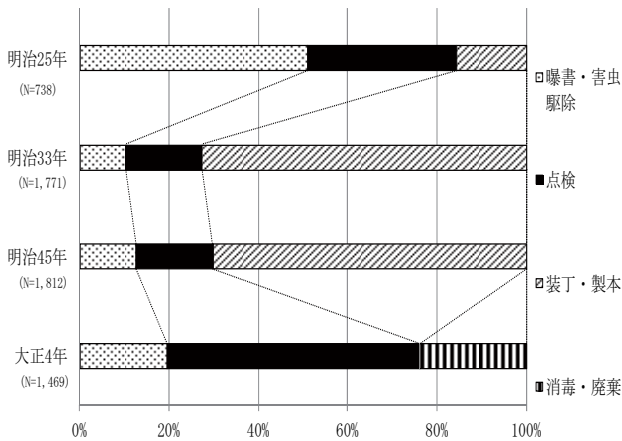


図1 明治・大正期の図書館関係の専門書籍における資料保存業務についての記載の割合

出所：『図書館管理法』（明治25年¹⁴，明治33年¹⁵，明治45年改訂版¹⁶），『図書館小識』¹⁷より作成

書ノ保存上ニ遺憾ヲ感セシムル点少ナカラズ⁶⁹”との記載があり、閲覧人数の増加が書籍の破損を増大させるため、製本されていない貴重書籍は保存の上で問題を生じることがあるとされている。図2には帝国図書館における閲覧人数、貸付図書数、蔵書数の推移を示した。ここから閲覧人数が明治25年は68,056人であったのに対し、明治33年は倍増の135,713人になったことがわかる⁷⁰。このため、明治25年から33年の『図書館管理法』における製本、装丁に関する記述量の変化の一因は閲覧人数の急増による業務対応の変化が関係すると考えられる。

また明治前半までは、和紙を使用し本文紙を束ねて薄い表紙をつけ、右端を糸で綴じる装丁の和装が主流だった。本紙を綴じたものの上に厚い表紙をつける洋装本に比べ、和装本は構造的に破損しやすい。筆者が行った清朝時代に刊行された和装で作られた漢籍と、清朝時代と同時代に刊行され和紙が使用された和装の和書と洋紙が使用された洋装本の洋書の劣化状態を調査した結果からも、和紙、唐紙が使用された和装本より洋紙が使用された洋装本の方が破損していない状態であった。例えば、判断基準を状態により、破損、劣化が少なく補修、修復する必要のないものをGood、多少の破損、劣化は見られるが、補修、修復する必要のないものをFair、破損、劣化がひどく補修、修復する必要があるものをBadとし、本文紙と表紙の状態を調査した。その結果、本文紙はGoodと判断されたものは、和紙は85.7%であったのに対し、洋紙は97.0%であった。表紙は、Goodと判断されたものは、和装の漢籍は84.9%、和書は90.7%であったのに対し洋装の洋書は100%であった⁷¹。

ここから、和装本に固い表紙を付けて製本する作業が増加したと推測される。

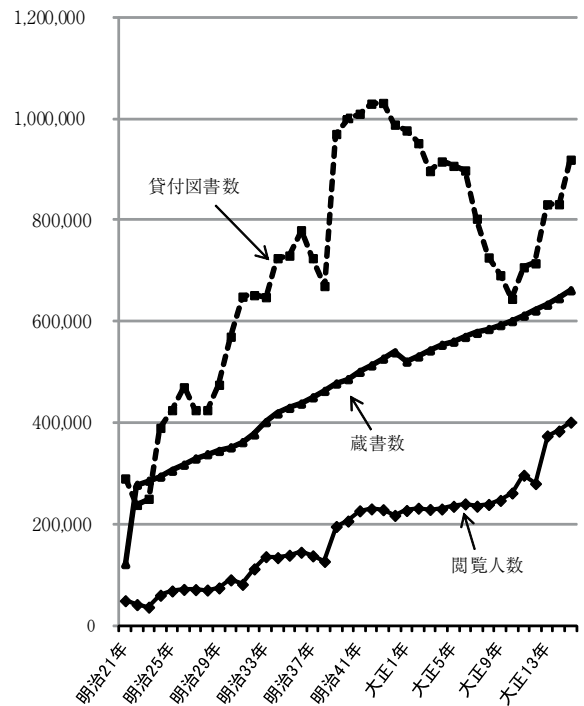


図2 帝国図書館（東京図書館）の閲覧人数、貸付図書数、蔵書数の推移

出所：『帝国図書館年報』²⁴より作成

そして装丁の意義を、明治25年刊行の『図書館管理法』には“書籍ノ装釘法ハ成ルベク一定シ置キ表紙モ毎ニ一様ノモノヲ用フルヲ可トス是紛失等ノ際ニ搜索ノ便アレハナリ⁷²”とし、装丁法を一定にして表紙を一様にすることは紛失した際の搜索に役立つとしている。閲覧や図書を貸付するサービスにより紛失は起り得る。明治25年から明治33年に移行する中で、前述したように閲覧人数は倍増した。そして、貸付図書数は、明治25年が427,794冊に対し、明治33年には貸付図書数は47%増の620,971冊となった⁷³。このため書籍の紛失の対応として装丁が重視されたと推測される。

そして第二の記述割合の変化は、大正4年の『図書館小識』では製本、装丁の記載がなくなり、資料の保存管理の主な業務が点検となったことである。図1の資料の保存業務の記載の割合からわかるように、明治33年と明治45年刊行の『図書館管理法』には、製本、装丁の記載が約7割を占めていた。しかし、大正4年刊行の『図書館小識』には記載がなくなり、点検が56.7%を占め、資料の保存管理の主な業務となっていた。そして、曝書の記述割合は19.5%であった。

前述した通り、和装本は構造的に洋装本より弱く、破損しやすいため、図書館では和装本は固い表紙をつける製本により破損から保護していた。洋装本は元から表紙が強固なため、製本の必要はない。そのため、製本、装

丁の記載の消滅は、和装本の出版の減少が関係すると考えられる。

帝国図書館（東京図書館）の蔵書における、明治時代の刊行年による和装本と洋装本の冊数は、明治18年までは和装本が1,341冊、洋装本が1,065冊で和装本の方が多いが、明治19年になると和装本が1,272冊、洋装本が1,774冊で、洋装本が和装本をわずかに上回った。そして明治20年になると和装本が831冊、洋装本が2,508冊で洋装本の数が和装本を約3倍上回った⁷⁴。図3に、帝国図書館（東京図書館）の蔵書における、明治時代の刊行年による和装本と洋装本の割合を示した。ここから、和装本の出版の割合が年々減少していることがわかる。和装本の割合は、明治元年は96%を占めていたのに対し、明治10（1877）年には84%に減少し、明治18年までは56%ありわずかに半数を超えていたが、明治19年になると全体の半数を下回り42%となった。そして、次の年の明治20年になると25%と激減し、明治最終年の45年には5%までに低下した。ここから、明治末期には出版された書籍の大部分が洋装本だったことがわかった。このため、大正時代に入ると書籍の製本の必要が少なくなったと推測される。また、和装本の出版が減少し洋装本が増加したことは、和装本を対象とする曝書の必要性が減少することを意味する。ここから曝書の実施回数も減少していったことが推測できる。

そしてこれに加え、前述した通り閲覧人数や貸付図書数の増加により、蔵書の紛失が多くなったと予測される。図2にあるように蔵書数が明治25年には305,437冊であったのに対し、明治33年には31%増の401,419冊に急増した⁷⁵ことから、点検が重要視されるようになったと推測される。

以上のことから、曝書の記述割合が明治25年には50.9%であったのに対し、大正4年には19.5%に減少する原因は、書籍の装丁の変化と閲覧人数、貸付図書数、蔵書数の拡大に対応するため、曝書以外の業務が重要視されるようになったことが考えられる。

3.2.2 害虫駆除対応における燻蒸の導入

明治45年の『図書館管理法』では害虫駆除の対応として、曝書に加え燻蒸の導入を推奨していた。前述した明治39年の帝国図書館の年報には、内務省衛生試験所で発明された燻蒸設備を設置したと記載があった⁷⁶。そして、大正2年の年報には「ホルマリン」瓦斯消毒ノ爲ニ殆ト虫害見ズ」との記載を確認できた⁷⁷。ここから、燻蒸の効果は大変大きかったことがわかり、徐々に燻蒸が曝書に変わる対応となっていったと推測できる。

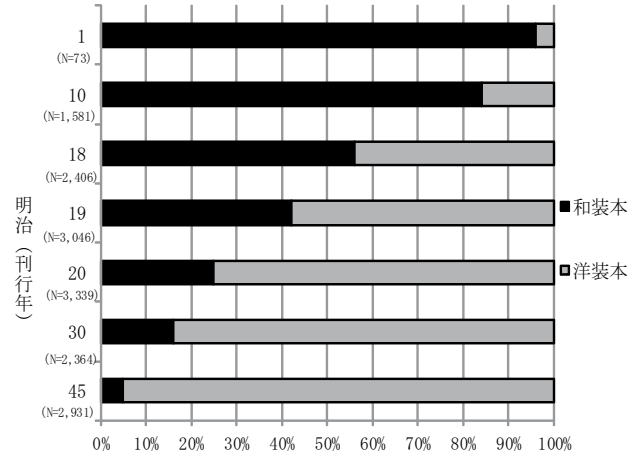


図3 明治期の和装本と洋装本の割合

出所：大沼宜規「明治期における和装・洋装本の比率調査：帝国図書館蔵書を中心に」⁷²⁾より作成

3.3 曝書と他の保存管理業務との関係

資料の保存管理業務の中で、曝書と関係する業務は二つあった。一つは蔵書点検である。4つの文献から曝書と蔵書点検の方法を分析する中で、曝書は蔵書点検と同時に進行作業とされていたことが明らかとなった。そして、明治25年の『図書館管理法』では「曝書のときに点検を行うこと」とし、曝書を行う際に点検を行うこととしていたが、明治33、45年の『図書館管理法』では「調査並びに曝書を行うこと」とし、蔵書点検の付随作業として曝書を行うこととしており、図書館業務において曝書と蔵書点検の重要度が逆転したことが明らかとなった。

二つ目は燻蒸である。害虫駆除対応として曝書に加え燻蒸の導入を奨励していた。前述した通り、大正元年、2年の『帝国図書館年報』から燻蒸の効果が確認できる。そのため、徐々に燻蒸が曝書に変わる虫害対応となっていったと推測できる。

4. 結語

明治・大正期の図書館における主な資料の保存管理方法の方針は①曝書、虫害対応、②蔵書点検、③製本、装丁、④消毒、廃棄であり、書籍を虫害や湿気から保護する方法として曝書による対応を奨励していたことが明らかとなった。

曝書の方法は、対象資料は和紙、唐紙が使用されている和漢書で、曝書後の対応は防虫対策として書籍と一緒に樟脳、殺虫菊、駆除剤を書函に入れて収納することを奨励していた。そして、曝書の実施時期については、先行調査では平安後期から中世・近世にかけては7月7日

に年中行事として行われていたが、江戸前期には神社では7月7日、民間では6月の梅雨明けに行われるようになり、江戸後期になると神社でも6月の行事として定着するようになったとしていた。それに対し本研究において、明治・大正期の図書館における曝書の実施時期の方針は、明治初期は7～9月とされていたが、明治後半には空気が乾燥する10、11月に変更されたことが明らかとなり、これらを裏付ける東京図書館における実施記録を確認した。

そして、曝書と他の資料の保存管理業務の関係は、曝書と蔵書点検は同時に行うこと、明治末期には虫害対応として曝書に加え燻蒸の導入を推奨していたことが明らかとなった。

現在、図書館において「曝書」という言葉は蔵書点検を意味する言葉としてわずかに残っているだけで、書籍を日干し、風通しする作業はほとんど行われていない。その一因が、明治、大正期の図書館における曝書の方針から垣間見えた。それは、曝書の対象資料とされた和紙、唐紙を使用した和装本が、現在図書館にはほとんど所蔵されていないことと、燻蒸処理の導入による衰退が原因と推測される。そして、曝書と蔵書点検が同時に行われ、二つの作業を総称して曝書作業と呼んでいたが、和装本の減少と燻蒸の導入により日干し作業が行われなくなり、蔵書点検の業務だけが残ったため、蔵書点検を曝書と呼ぶようになったと推測される。しかしこれは推測の域を出ない。そのため、今後の研究課題としては、調査対象の時代を昭和まで広げ、曝書の実施実態や曝書の消滅時期について明らかにしたい。

謝辞

本稿を執筆するにあたり熱心なご指導をいただいた筑波大学図書館情報メディア系逸村裕教授、水嶋英治教授、白井哲哉教授に心より感謝申し上げます。

注・参考文献

- ¹ 沓掛伊左吉. 曝書史稿：書籍保存の歴史. 二宮山房, 1970, 61p.
- ² 前掲1) p.27
- ³ 前掲1) p.45
- ⁴ 大谷歩. 資料の伝統的保存法：曝書・曝涼を中心に. 國學院大學博物館學紀要. 2010, vol.35, p.71-82.
- ⁵ 東京都江戸川区立図書館のホームページには、蔵書点検の作業として曝書が紹介されている。https://www.

library.city.edogawa.tokyo.jp/toshow/calendar/html/airingbooks.html (参照 2013-9-18)

- ⁶ 江別市情報図書館の『図書館情報だより』(2012年6月, 通巻267号)では特別図書整理期間中に行う館内全体点検のことを「昔の行事になぞらえて、図書館職員の間ではよく「曝書」ともよんでいる」と紹介している。http://www.lib.city.ebetsuhokkaido.jp/tdayori/edayoripdf/T201206.pdf#search='%E6%9B%9D%E6%9B%B8' (参照 2013-12-4)
- ⁷ 国立国会図書館編. 国立国会図書館三十年史. 資料編, 国立国会図書館, 1980, 661p. (p.382)
- ⁸ 前掲7) p.385
- ⁹ 前掲7) p.386
- ¹⁰ 帝国図書館. 帝国図書館一覧. http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/897115/8, (参照 2013-9-18).
- ¹¹ 帝国図書館. 帝国図書館一覧. http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1907912/14, (参照 2013-9-18).
- ¹² 前掲7) p.388
- ¹³ 国立国会図書館編. 国立国会図書館三十年史. 国立国会図書館, 1979, 528p.
- ¹⁴ 西村竹間著. 図書館管理法. 日本図書館協会, 1978, 44p., (復刻図書館学古典資料集).
- ¹⁵ 文部省編. 図書館管理法. 日本図書館協会, 1978, 132p., (復刻図書館学古典資料集).
- ¹⁶ 文部省編. 図書館管理法. 改訂版, 日本図書館協会, 1978, 124p., (復刻図書館学古典資料集).
- ¹⁷ 日本図書館協会編. 図書館小識. 日本図書館協会, 1978, 202p., (復刻図書館学古典資料集).
- ¹⁸ 前掲14) 解説 p.1
- ¹⁹ 東京都公立図書館長協議会編. 東京都公立図書館略史: 1872-1968. 東京都立日比谷図書館, 1969, 193p.
- ²⁰ 前掲14) 解説 p.4
- ²¹ 前掲14) 解説 p.5
- ²² 前掲14) p.29-30
- ²³ 稲村徹元. 新出資料による『図書館管理法』原型の考察:「学校書籍館管理一斑」未定稿の成立と東京図書館. 参考書誌研究. 1990, vol.38, p.1-27. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3051305_po_38-11.pdf?contentNo=1 (参照 2013-9-25)
- ²⁴ 国立国会図書館支部上野図書館編. 帝国図書館年報. 国立国会図書館, 1974, 428p. (p.221)
- ²⁵ 高松豊吉, 丹波敬三, 田原良純編. 化学工業全書. 丸善, 南江堂, 1919, 414p. (p.35)
- ²⁶ 服部昭. 江戸時代における樟脳の利用(4):防虫,防湿と防臭. 薬史学雑誌. 2002, vol.37 no.2, p.128-134.

²⁷ 正徳2（1712）年の『幕府書物方日記』によれば、6月11日に紅葉山文庫と櫻田文庫の曝書を行ったことが記されているが、そのなかで保管する際に樟脳を60斤入れたが不足していたため7月21日に樟脳を20斤追加したことが記されている。正徳3（1713）年の紅葉山文庫の曝書では、書庫から長持や箱のまま取り出し、書籍、長持、箱をそれぞれ1、2日間風干しし、点検を行った後、防虫剤を入れて書庫へ戻したとされている。その防虫剤として樟脳、片脳、曼殊沙華、銀杏を用いたことが記されている。また、貞享5（1688）年の『日本歳時記』においても防虫対策として樟脳を勧める記述がある。前掲1) p.41

そして紅葉山文庫では、蔵書の増加に伴い使用する樟脳は正徳、享保までは毎年90斤であったが、天保13（1842）年以降は184斤に倍増したことが日記に見られる。

福井保. 紅葉山文庫. 郷学舎, 1980, 147p. (p.105)

²⁸ 前掲14) p.30

²⁹ 前掲14) p.30-31

³⁰ 前掲15) 解説 p.1

³¹ 前掲15) p.119-120

³² 前掲24) p.142, 201

³³ 前掲15) p.120-121

³⁴ 前掲15) p.120

³⁵ 前掲23) p.7

³⁶ 前掲10) p.9

³⁷ 前掲15) p.121

³⁸ 前掲15) p.121-122

³⁹ 前掲15) p.122

⁴⁰ 前掲15) p.123-124

⁴¹ 前掲15) p.125

⁴² 前掲15) p.125-126

⁴³ 前掲15) p.126

⁴⁴ 前掲16) p.119

⁴⁵ 前掲24) p.225-226

⁴⁶ 前掲24) p.256

⁴⁷ 前掲24) p.261

⁴⁸ 前掲24) p.266

⁴⁹ 今澤慈海. 図書館経営の理論及實際. 版閣文叢, 1926, 656p.

⁵⁰ 前掲17) 解説 p.2-3

⁵¹ 前掲17) p.200

⁵² 前掲17) p.200

⁵³ 前掲17) p.200-201

⁵⁴ 前掲17) p.201

⁵⁵ 前掲49) p.651-652

⁵⁶ 前掲17) p.202

⁵⁷ 前掲17) p.202

⁵⁸ 前掲49) p.652-653

⁵⁹ 前掲17) p.202

⁶⁰ 前掲24) p.143, 148, 270

⁶¹ 前掲7) p.382

⁶² 前掲7) p.385

⁶³ 前掲7) p.386

⁶⁴ 前掲10) p.9

⁶⁵ 前掲11) p.11

⁶⁶ 前掲24) p.49

⁶⁷ 前掲23) p.7

⁶⁸ 前掲24) p.225-226, 256, 261

⁶⁹ 前掲24) p.326

⁷⁰ 前掲24) p.143, 148, 200

⁷¹ 望月有希子. 原形保存が必要とされる図書館資料の利用と保存: 慶應義塾大学所蔵の清朝時代の漢籍を例として. Library and Information Science. 2013, no.70, p.1-24.

⁷² 前掲14) p.30

⁷³ 前掲24) p.143, 148, 200

⁷⁴ 大沼宜規. 明治期における和装・洋装本の比率調査: 帝国図書館蔵書を中心に. 日本出版史料. 2003, no.8, p.126-153.

⁷⁵ 前掲24) p.142, 201

⁷⁶ 前掲24) p.226

⁷⁷ 前掲24) p.256, 261

(平成25年9月27日受付)

(平成26年1月14日採録)